

平成28年度

登米市水道事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月4日提出〕

宮城県登米市

議案第18号

平成28年度登米市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度登米市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	30,600件
(2) 年間総配水量	9,412,300 m ³
(3) 年間総有収水量	8,000,000 m ³
(4) 主な建設改良事業	
ア 取水施設整備事業	1,118,656千円
イ 導水施設整備事業	216,540千円
ウ 浄水施設整備事業	109,129千円
エ 送水施設整備事業	481,140千円
オ 配給水施設整備事業	1,165,263千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第8款 水道事業収益	2,707,328	千円	
第1項 営業収益	2,302,614	千円	
第2項 営業外収益	404,331	千円	
第3項 特別利益		383	千円
	支	出	
第9款 水道事業費用	2,560,633	千円	
第1項 営業費用	2,294,512	千円	
第2項 営業外費用	244,316	千円	
第3項 特別損失		1,805	千円
第4項 予備費		20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,175,091千円は、過年度分損益勘定留保資金996,961千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額178,130千円で補てんするものとする）。

		収	入	
第10款	資 本 的 収 入			2, 5 7 3, 7 0 9 千円
第1項	企 業 債			1, 3 5 9, 3 0 0 千円
第2項	負 担 金 及 び 補 償 金			2 9 0, 3 0 1 千円
第3項	補 助 金			3 4 7, 5 5 4 千円
第4項	出 資 金			5 6 4, 5 0 2 千円
第5項	加 入 金			1 2, 0 5 2 千円
		支	出	
第11款	資 本 的 支 出			3, 7 4 8, 8 0 0 千円
第1項	建 設 改 良 費			3, 0 9 3, 7 5 2 千円
第2項	企 業 債 償 還 金			6 5 5, 0 4 8 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年度	年 割 額	
1	資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	新田配水池送水管 布設事業	579,150 千円	28 年度	481,140 千円
					29 年度	98,010 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ア 取水施設整備事業	千円 638,400	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
イ 導水施設整備事業	133,300			
ウ 浄水施設整備事業	65,700			
エ 配水管整備事業	274,400			
オ 緊急時用連絡管整備事業	61,800			
カ 緊急遮断弁整備事業	9,700			
キ ダクタイル鋳鉄管更新事業	47,600			
ク 配水池築造事業	128,400			
合 計	1,359,300			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 289,941 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地方公営企業法第17条の3の規定に基づく登米市一般会計からこの会計へ補助を受ける事項、金額は次のとおりと定める。

事 項	金 額
統合簡易水道繰入金 (東和)	7,372 千円
統合簡易水道繰入金 (石越)	27,176 千円
統合簡易水道繰入金 (横山)	20,784 千円
小規模水道繰入金 (合ノ木・大綱木)	3,602 千円
合 計	58,934 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、57,400千円と定める。

平成28年2月4日 提出

登米市長 布施 孝尚